

「生徒向け昼食販売」仕様書

三重県立桑名高等学校PTA購買部

次の「生徒向け昼食販売」は、PTA購買部が指定する生徒向け昼食を基準としながら、現在販売いただいている方、新たに販売を希望される方を募集します。なお、販売する昼食内容については、学校購買部で判断し採否認定を行うこととします。

「生徒向け昼食販売」仕様、応募の要件及び資格、その他特記する事項

【 販売に関する諸条件 】

(販売方法)

販売は、「パン・牛乳販売」と「おにぎり・弁当販売」の各業者で行うことを基本とします。

(販売物品)

- 1 販売する生徒向け昼食の内容は、生徒が昼食として食するのに相応しいものであることを考慮して、PTA購買部が指示する販売基準を満たす範囲内で適宜定めるものとします。

《 生徒向け昼食販売基準 》

- (1) 販売する昼食は、原則手作りの商品とします。  
市販の弁当や惣菜などの副食・菓子パンのみの販売は、相応しくないと判断します。
- (2) カロリー等を考慮し、昼食として相応しい内容・量とします。
- (3) 販売価格は、生徒が購入しやすい価格帯とします。  
100円から300円程度を目安としてください。
- (4) ゴミ対策を考慮した販売体制とします。  
過剰包装は避け、責任を持ってゴミ回収に努めてください。

- 2 販売する生徒向け昼食に対し、PTA購買部が相応しくないと判断し伝えたときは、その昼食の販売を中止することとします。
- 3 特別な事情がない限り、販売する昼食の価格は、1年間に変更しないものとします。
- 4 用意した昼食（商品）に余剰を生じた場合は、販売者の責任で措置していただきます。

別 紙

**(販売時間)**

生徒の昼食休憩時間

通常の場合 12時35分 から 13時05分 まで

その他特別の場合 あらかじめ指示した時間

**(販売中止や販売時間の変更)**

学校行事等での販売中止や販売時間の変更は、前日までに連絡します。

**(販売者の責任)**

- 1 昼食の販売に際して、生徒との間でトラブル等が発生した場合は、販売者の責任において、これを処理するものとします。
- 2 販売する昼食については、ごみ対策を考慮しつつ学校教育現場に相応しい対応を行ってください。
- 3 賞味期限切れの商品販売を行わないでください。
- 4 昼食が原因での発病の際は、契約解除とします。

**(販売者の義務)**

- 1 利益還元金（売上の3%）を、本校 PTA 購買部指定の口座に振り込んでください。  
振込み手数料は販売者の負担とします。
- 2 1の締め日は毎月末とし、翌月末を振り込み期限とします。

**(不測の事態)**

- 1 履行期間中に予測のできない事故等により、販売業務の継続が不可能になった場合には、販売者は学校購買部に申し出て販売業務を中止することができます。
- 2 台風・地震等不測の事態で販売中止となった場合における未販売の昼食の処分は、販売者の責任で行っていただきます。

**【 応募条件 】**

- 1 三重県北勢地域に本店(支店)を有する個人・法人
- 2 販売業者として保健所等への営業届出・手続きがなされている個人・法人
- 3 県税等に未納が無い個人・法人
- 4 本校 PTA 購買部利益還元金に未納および延滞等が無い個人・法人
- 5 この「生徒向け昼食販売」仕様に示されている諸条件に同意できる個人・法人

**【 応募申し込み 】**

応募する方は、平成25年11月22日（金）午後4時までに、「生徒向け昼食販売」応募用紙（第1様式）とともに次の「提出物」記載の必要物品を提出していただきます。

別 紙

【 提出物 】

- 1 販売する昼食の商品名および金額を書いた書面（商品チラシ・カタログ・メニューなど）
- 2 商品に使用する容器包装紙等の実物
- 3 生ごみとして発生が見込まれるものの品目を書いた書面
- 4 販売形態を書いた書面（例 正社員1名+アルバイト1名の計2名）
- 5 保健所等への届出、許認可を受けていることが確認できる書面(写し)

【 応募用紙の審査及び指名決定 】

- 1 後日開催する（指名）入札審査会によって、提出いただいた応募用紙をもとに、参加者ならびに販売商品の認定を次のとおり決定します。
  - (1) パン・牛乳販売を中心とする業者1社（牛乳販売は別業者の場合もある）
  - (2) おにぎり・弁当等ご飯類を中心に販売する業者1社
- 2 応募された方が複数となった場合には、選考会（模擬販売）・くじ引きにて販売者を決定することもあります。
- 3 応募された方には、採用可否決定を通知します。

【 その他の条件 】

- 1 応募のために作成する書類及び販売商品等にかかる費用は、すべて応募者の負担とします。
- 2 この仕様に定めのない事項については、桑名高等学校購買部が各応募者に対して別途指示します。
- 3 他社への販売権の譲渡および転売をしないこと。
- 4 後日、採用候補者にあつては、次の証明書等の提出を求めます。
  - (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（応募条件の3 未納税額がないこと用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し
  - (2) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し。

< 問い合わせ先 >

三重県立桑名高等学校  
担当者：羽場・河村(総務) 中村(事務)  
電 話：0594-22-5221  
ファックス：0594-22-5022

「生徒向け昼食販売」応募用紙

三重県立桑名高等学校PTA購買部 へ

住 所 \_\_\_\_\_  
屋 号 \_\_\_\_\_  
代表者名前 \_\_\_\_\_ 印  
電 話 \_\_\_\_\_  
担当者名前 \_\_\_\_\_

平成25年度桑名高等学校での「生徒向け昼食販売」を行いたいので、下記提出物・書面等を添えて応募します。

記

提出物

- 1 販売する昼食の商品名および金額を書いた書面  
(商品チラシ・カタログ・メニューなど)
- 2 商品に使用する容器包装紙等の実物
- 3 生ごみとして発生が見込まれるものの品目を書いた書面
- 4 販売形態を書いた書面 (例 正社員1名+アルバイト1名の計2名)
- 5 保健所等への届出、許認可を受けていることが確認できる書面(写し)

※ 販売者として採用された時には、「生徒向け昼食販売」仕様書の趣旨を遵守し同意書をすみやかに提出します。

以 上

第1様式の別紙

屋 号 \_\_\_\_\_

1 販売する昼食の商品名および金額を書いた書面

昼食(商品)名	販売価格 (税込)	備考(説明事項がありましたら記載してください。)

※ 上表を使用して欄が不足する場合は、別紙をつけて記載して下さい。

※ 商品チラシ・カタログ・メニューなどの提出で記載に代えても構いません。

2 商品に使用する容器包装紙等の実物

プラ容器、割り箸 (袋の有無)、ビニール袋(紙袋) など

3 生ごみとして発生が見込まれるものの品目を書いた書面

生 ゴ ミ 名	回収方法など(説明事項がありましたら記載してください。)

4 販売形態を書いた書面 (例 正社員1名+アルバイト1名の計2名)

--

5 保健所等への営業届出・手続きが行われていることが確認できる書面 (写し)  
別紙添付のとおり